

# デジタル・ガバメントの推進による民間企業の業務効率化の可能性

## Possibility to improve the operational efficiency of private companies by promoting digital government

岩崎 和隆<sup>†</sup>

Kazutaka Iwasaki<sup>†</sup>

<sup>†</sup> 神奈川県庁

<sup>†</sup> Kanagawa Prefectural Government.

### 要旨

与党の政策提言では、官公庁がDXを推進することにより、民間企業の負担が軽減できるとしている。経団連は、菅内閣のデジタル庁構想を受けて、官公庁のDX推進を喫緊の課題と提言している。デジタル・ガバメントの推進による民間企業の業務効率化では、個人住民税業務の官民電子データ連携をさらに効率化する余地がある。この業務では、すでに官民電子データ連携が進んでいるが、従業員個人に配付される、給与所得等に係る住民税の特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）は、市区町村から勤務先の民間企業を經由して、各従業員に紙で配付されており、民間企業の業務効率化の障害になっている。法令改正を前提にすれば、これを電子データ連携にし、民間企業の業務を改善できることを示す。

## 1. はじめに

菅内閣の発足に伴い、政府は、デジタル・ガバメントを推進していくと考えられる。与党の政策提言[1]では、官公庁がDXを推進することにより、民間企業の負担を軽減できるとしている。

菅内閣のデジタル庁構想を受け、経団連[2]は、デジタル庁の創設に向けた緊急提言を発表し、官公庁のDXを喫緊の課題としている。

本稿では、給与所得等に係る住民税の特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）の配付業務の効率化について、法令改正を前提とすれば、官公庁の情報システムの改善により、民間企業の業務効率を改善できることを示す。

## 2. 給与所得等に係る住民税の特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）とは

個人住民税については、民間企業が従業員の給与から住民税額を控除して、従業員の住所地の市区町村に納付することが義務付けられている。これを、特別徴収と言う。特別徴収では、年税額を6月から5月の1年間に分割して、民間企業が従業員に支払う毎月の給与から控除し、民間企業が市区町村に納付する。毎年5月に、市区町村から民間企業に、従業員宛の給与所得等に係る住民税の特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）（以下「納税義務者用通知書」と言う。）が送付され、民間企業は、従業員に納税義務者用通知書を配付する。その流れは、図1のとおりである。

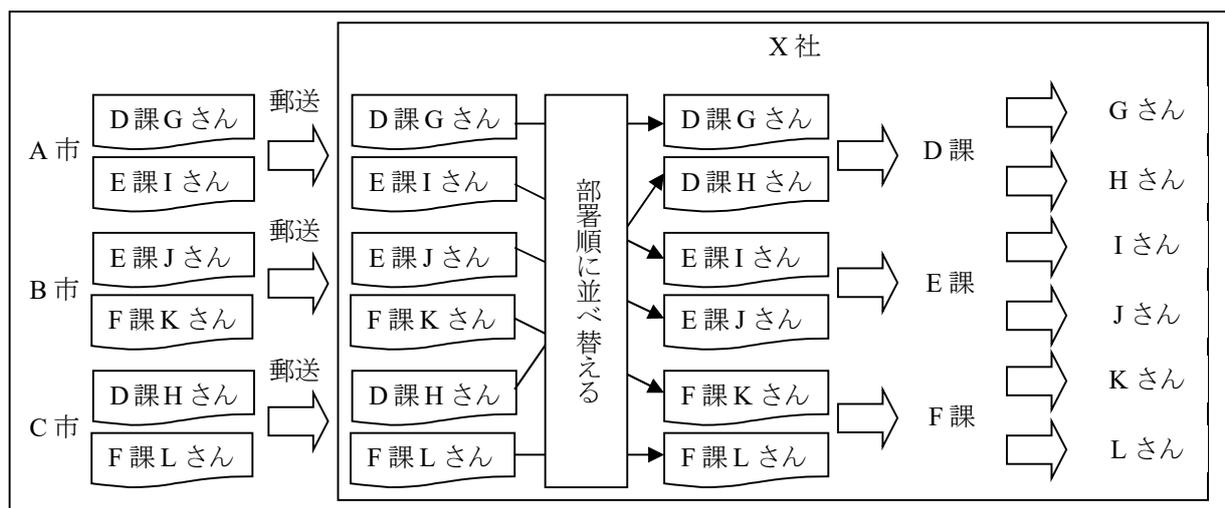


図1 納税義務者用通知書配付業務

様々な市区町村からの納税義務者用通知書を、民間企業は、部署順に並べ替え、様々な部署に配付する。そして、それぞれの部署の庶務担当から各従業員に配付される。

図1では、市区町村数3、X社の部署数3、従業員数6なので、部署順に並べ替える作業は、そんなに大変ではない。しかし、これが、数十市区町村、数百部署、数千人になると、膨大な作業となる。例えるなら、ジョーカー2枚を含む54枚から成るトランプを数百組用意し、それを混ぜ合わせた状態から、組別に戻すような作業である。

### 3. 個人住民税に係る既存の官民電子データ連携

個人住民税については、eLTAXにより、たとえば、図2のような官民の電子データ連携が行われている。

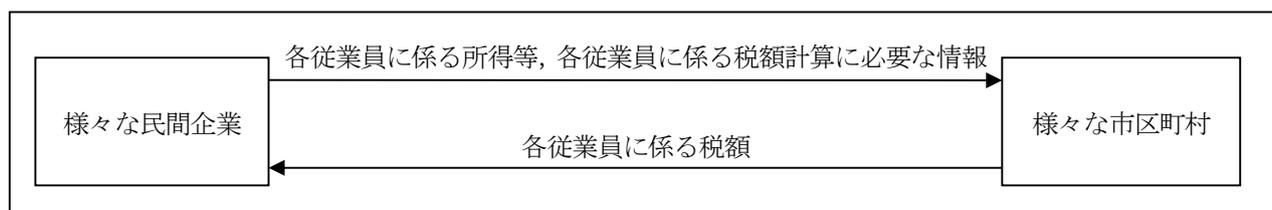


図2 個人住民税に係る既存の官民電子データ連携の例

この電子データ連携では、まず、民間企業の給与計算システムで電子的にデータを市区町村別に仕分けし、様々な市区町村に送付する。市区町村では、受け取った電子データに基づき、市区町村の税務システムで税額を計算する。そして、市区町村の税務システムでは、電子的にデータを民間企業別に仕分けし、様々な民間企業に送付する。民間企業の給与計算システムでは、受け取った個人別月別の税額を、各従業員と紐づけし、給与計算時に給与支給額から控除するとともに、市区町村別に控除額を集計して、様々な市区町村に納付する。

### 4. 給与明細の電子配信の状況

#### 4.1. 電子配信前の状況

話は変わるが、大企業を中心に、20年くらい前に、給与明細が紙配付から電子配信に代わっている。

神奈川県では、2001年に、給与計算機能を含む先代の人事給与システム稼働にあわせ、大半の常勤職員の給与明細が電子配信になった。紙配信と比較し、業務効率が大幅に向上した。紙配信の給与明細配付業務は、図3のとおりである。

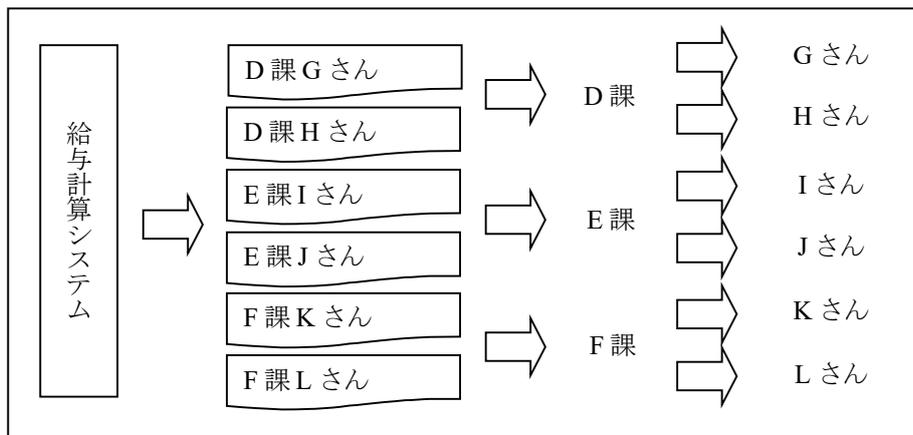


図3 紙の給与明細配付業務

給与計算システムで給与明細を印刷するとき、最初から、部署順従業員順に並んでいる。それを様々な部署に発送し、それぞれの部署では、庶務担当が各従業員に配付する。納税義務者用通知書と異なり、プリンタからの出力時点で部署順従業員順に並んでいるのであるが、それでも、次に記載する電子配信の方が効率的である。

#### 4.2. 電子配信と業務の効率化

給与明細の電子配信業務は、図4のとおりである。

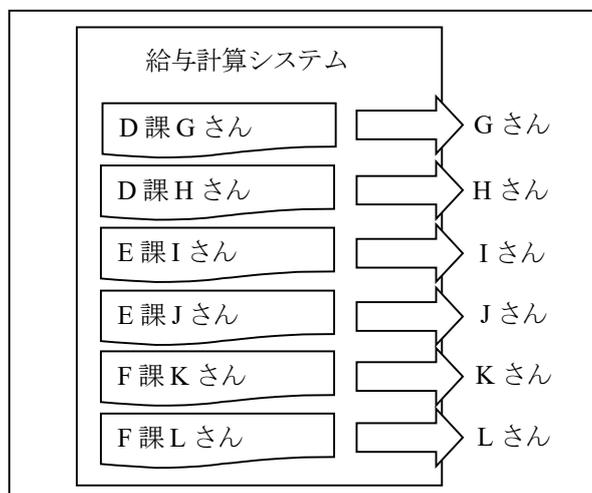


図4 紙の給与明細配付業務

紙配信と比べ、様々な部署への発送と、それぞれの部署の庶務担当による各従業員への配付が不要になっている。給与明細の電子配信を行っている民間企業は、源泉徴収票についても従業員に電子配信していることが多いと考えられる。神奈川県でも、給与明細の電子配信とともに、源泉徴収票も電子配信となった。しかしながら、源泉徴収票と同じく税金関係の書類であるにもかかわらず、納税義務者用通知書は、紙配信のままである。

## 5. 納税義務者用通知書配付業務の改善案

納税義務者用通知書を電子配信する場合、図5のようになる。

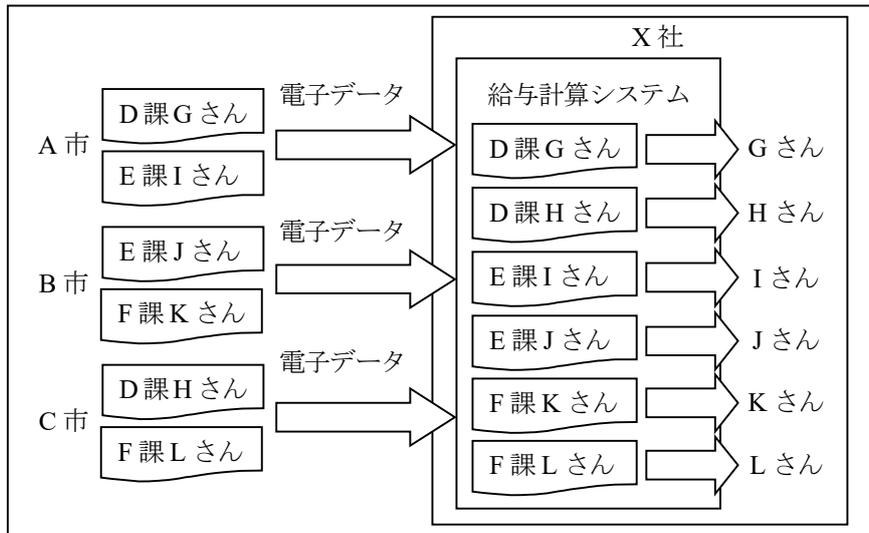


図5 納税義務者用通知書電子配信業務

図1にあった、部署順に並べ替える作業がなくなり、業務の大幅な効率化が図れる。あわせて、それぞれの部署が各従業員に配付する作業もなくなる。

## 6. 納税義務者用通知書の電子配信が実現できない理由と実現方法

納税義務者用通知書を従業員に電子配信できないのは、市区町村長名の印影付き紙文書を、配付しているからである。源泉徴収票を従業員に電子配信できるのは、源泉徴収義務者すなわち、民間企業が発行する文書だからである。法令改正してよいのであれば、たとえば、民間企業が希望する場合、それぞれの市区町村長が民間企業に、各従業員への納税義務者用通知書の交付を命じ、民間企業が市区町村長の命令に基づき、民間企業の代表者名で各従業員に納税義務者用通知書を交付できるようにすればよい。具体的には、図6のように、納税義務者用通知書はX社の社長名義の文書にして、書面中に、「G様 ○○法第○条に基づき、A市長の命により以下のとおり税額を通知します。 X社社長」と記載すればよい。

給与所得等に係る住民税の特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）	
G様	
	○○法第○条に基づき、A市長の命により、次のとおり税額を通知します。
	（年税額，月々の税額，税額の算出根拠を記載）
	令和○年○月○日
	X社社長

図6 交付する納税義務者用通知書の例

## 7. 結論

法令改正してよいのであれば、希望する民間企業について、図5及び図6のように、市区町村が納税義務者用通知書を電子データで民間企業に渡し、民間企業が給与計算システムを用いて各従業員に配付すれば、民間企業の業務が効率化する。

## 8. 残された課題

法令改正が必要であるが、それ以外に課題があるとは考えづらい。別案としては、納税義務者用通知書を民間企業経由で住民（従業員）に通知することをやめて、マイナポータルで通知することが考えられる。

## 9. 謝辞

発表の機会をくださった情報システム学会と、発表準備の時間を確保してくれた、妻、母、子に深く感謝したい。

### 参考文献

- [1] 自由民主党政務調査会デジタル社会推進特別委員会, “デジタル・ニッポン2020”, [https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/200257\\_1.pdf](https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/200257_1.pdf) 参照 2020-9-27, 2020, pp.184.
- [2] 一般社団法人日本経済団体連合会, “デジタル庁の創設に向けた緊急提言”, <https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/083.html> 参照 2020-9-27, 2020.